**ライセンス譲渡・移管申請書**

|  |
| --- |
| 申請時の注意事項 |
| 1. ベリタス製品のライセンスを別のお客様に譲渡・移管するための申請を行うには、本申請書に所定の内容を記入し、署名または捺印してください。譲渡・移管を申請するベリタス製品によっては、本申請書の一部のセクションはお客様の申請内容に該当しない場合があります。**申請内容に該当するセクションのみ記入してください。**記入スペースが足りない場合は、本ライセンス譲渡・移管申請書を参照する別紙に必要な情報を記入のうえ、本申請書に添付してください。 2. 本ライセンス譲渡・移管申請書は、ベリタスおよび補足使用許諾契約またはシュリンクラップ契約によるお客様のライセンスを譲渡・移管するためのものです。ベリタスとのライセンス契約書の譲渡・移管申請は、お客様ご自身によってお客様の会社/組織のレターヘッド用紙にてベリタスの Director of Contracts 宛てに送付いただく必要があります。この申請は、お客様とベリタスとの既存の契約内容およびベリタスのライセンス譲渡・移管ポリシーに従って確認および処理されます。 3. 本申請書の記入が完了したら、<https://www.veritas.com/support/ja_JP.html> から申請書を提出してください。 4. ベリタスは、必要事項が入力された署名または捺印入りの申請書を受領した後、申請内容を確認のうえ、追加情報が必要な場合は申請者にご連絡いたします。 5. 譲渡・移管の有効日は、ベリタスによって申請処理が完了した日付となります。   **記入内容の不備や記入漏れがあると、申請処理に遅れが生じる可能性がありますのでご注意ください。** |

**注: 譲渡・移管元および譲渡・移管先のお客様情報については、日本語と英語の両方をご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **セクション 1: 譲渡・移管元のお客様情報** | |
| \*会社名/組織名 (日本語): |  |
| \*会社名/組織名 (英語): |  |
| \*郵便番号および住所 (日本語): |  |
| \*郵便番号および住所 (英語): |  |
| \*電話番号: |  |
| \*資格保有者の VEMS アカウント番号/お客様番号: |  |
| \*担当者名および役職 (日本語): |  |
| \*担当者名および役職 (英語): |  |
| \*担当者の電子メールアドレス: |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **セクション 2: 譲渡・移管先のお客様情報** | |
| \*会社名/組織名 (日本語): |  |
| \*会社名/組織名 (英語): |  |
| \*郵便番号および住所 (日本語): |  |
| \*郵便番号および住所 (英語): |  |
| \*電話番号: |  |
| \*資格保有者の VEMS アカウント番号/お客様番号: |  |
| \*担当者名および役職 (日本語): |  |
| \*担当者名および役職 (英語): |  |
| \*担当者の電子メールアドレス: |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **セクション 3: その他の情報** | |
| 1. | \*譲渡申請の理由を選ぶか、記入してください。  合併または買収 (第三者との合併、第三者を買収、または第三者に吸収)  合併または買収に無関係な名称変更  事業部などのビジネスユニットの分割 (売却またはその他の譲与) - 注: 分割とは一部資産の売却や清算とは異なります。 |
|  | 破産に関連する売却 **(注: 破産を原因とするすべての譲渡・移管申請は、米国ベリタスの法務部門による確認および承認を受ける必要があります。)** |
|  | その他 (下記の空欄に詳しい説明を記入してください): \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_  **\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_** |
| 2. | \*移管申請の場合:  関連会社間のライセンス移管申請における企業ユーザーであるエンドユーザーの「関連会社」とは、当該企業ユーザーの親会社、子会社、またはその他の関連会社であり、エンドユーザーと直接的または間接的な管理または被管理の関係、あるいは共通の管理下にある関係のものを指します。ここでの「管理」とは、議決権を有する証券を 50% 以上保有する状態を指します。なお、前述の要件が該当しない場合には、会社の事業あるいはその他行為を運営および管理する他の同等の代替権利を実質的に有することを指します。  ※会社間の資本関係が確認できる公的な文章、または説明資料を添付してください。もしくは、資本関係が確認できるホームページ等があれば、その旨を記載ください。  \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ |

|  |  |
| --- | --- |
| **セクション 4: 特定のベリタス製品に関する情報** | |
|  | セクション 4-1 では、譲渡・移管するベリタス製品を当初購入した際の契約の種類を選んでください。 |
| 1. | \*譲渡・移管を申請する項目を以下のうちから選択し、対応する IB インスタンス/IB リファレンス番号またはシリアル番号を入力してください。現在有効なメンテナンス/テクニカルサポートサービス (「メンテナンス/サポート契約」) のみ、対応するベリタス製品と共に譲渡・移管することができます。  アプライアンスのみ: **\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_** (シリアル番号)  アプライアンスおよびメンテナンス/サポート契約:   1. アプライアンスのシリアル番号: **\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_**   ライセンスのみ: **\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_** (ライセンスの IB インスタンス番号または IB リファレンス番号)  ライセンスおよびメンテナンス/サポート契約:   1. ライセンスの IB インスタンス番号または IB リファレンス番号: **\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_** |
|  |  |
| 2. | \*譲渡・移管するベリタス製品を以下に記入してください。現在有効なメンテナンス/サポート契約は、ライセンスと共に譲渡・移管されます。**メンテナンス/サポート契約だけを譲渡・移管したり、失効したメンテナンス/サポート契約を譲渡・移管したりすることはできません。**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 現在の IB インスタンス番号または IB リファレンス番号 | 型番/製品名 | **数量** | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |
| **譲渡・移管元のお客様による承認** |
|  |
| I. 下記に署名または捺印することにより、申請者は、セクション 4-2 に記載されているベリタス製品および該当する現在有効なメンテナンス/サポート契約を、有効日をもって、営利を目的とせず一度限り永続的に、譲渡・移管後のお客様に譲渡・移管することに同意することになります。さらに、下記に署名または捺印することにより、申請者は、譲渡・移管の有効日をもって、メモリ、記憶装置、媒体に保存されているベリタス製品およびドキュメンテーションの電子コピー、バックアップ、アーカイブ、ディザスタリカバリコピーを含め、所有しているベリタス製品、または該当する場合はその一部のあらゆる複製を、すべて破棄または削除することに同意することになります。ベリタスからの合理的な要請を受けた場合、申請者において権限をお持ちの方は、譲渡・移管されるベリタス製品および該当する場合はその一部のあらゆる複製をすべて破棄または削除したことを示す証拠を、文書によってベリタスに提出する必要があります。 |
| II. ベリタスは、署名または捺印入りの本申請書を受理した後、本件によって申請されているベリタス製品数を申請者が所有していないことを反映して、記録を調整します。譲渡・移管元および譲渡・移管先のお客様は、<https://www.veritas.com/support/ja_JP.html> のベリタスライセンスポータルからベリタス製品のライセンスをご確認いただけます。ベリタスは、要請に応じてベリタス製品のメンテナンス/サポート契約を反映した証書を再発行することができます。 |
| III. すべてのベリタス製品は、該当するライセンス条項および/または標準小売バージョンのソフトウェア製品に付随するベリタスのライセンスおよび保証契約 (エンドユーザー使用許諾契約または「EULA」) に基づいて使用されるものとします。本ライセンス譲渡・移管申請書に記載された情報に偽りや不正があることが判明した場合、ベリタスは、通達の義務なく、譲渡・移管に対する同意をいつでも取り消す権利があります。ベリタス製品のライセンスの不正使用は違法行為であり、ベリタスには、あらゆる法的権利と共に救済措置を行使する権利があります。  **本ライセンス譲渡・移管申請書に署名または捺印し提出することにより、申請者は、(i) 上記の情報が最新であり、正しく、完全なものであること、(ii) 申請者自身が譲渡・移管申請対象のベリタス製品の現在のライセンス保有者であること、(iii) 申請者には、(個人の場合は) 申請者自身、または所属する会社または組織を代表して、本ライセンス譲渡・移管申請書に署名または捺印する権限があること、(iv) 本ライセンス譲渡・移管に関する上記の契約条件をすべて確認し同意していることを認めることになります。** |
| **同意および承認:**  **譲渡/移管元のお客様**   |  |  | | --- | --- | | \*会社名/組織名: **\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_** | | | \*署名または捺印: |  | | \*名前: |  | | \*役職: |  | | **\*申請日:** |  | |

**譲渡・移管申請書のすべての必須項目が正しく記入されていることをご確認ください。記入内容の不備や記入漏れがあると、申請処理に遅れが生じる可能性があります。**

ベリタステクノロジーズ合同会社 (Veritas Technologies LLC を含む) は、本申請書によって収集した個人情報を、弊社のプライバシーポリシー (<https://www.veritas.com/ja/jp/company/privacy>) を遵守した上で、以下の目的に利用させていただきます。

* ライセンス証書の発行、新製品発表時のアップグレードのご連絡、ライセンスの更新手続きのご連絡
* 弊社製品およびサービスに関する情報提供/アンケート調査 (電話、電子メールなど)
* 販売代理店からのニュースの配信、入会申し込み、商品発送

※本件の利用に際し、弊社は、弊社のパートナー企業 (弊社とパートナー契約締結済み) を通じて、ご連絡させていただく場合がございます。

※※本件の利用に際し、個人情報を弊社が業務委託を行っている者 (以下、「受託者」) に対して開示する場合がございます。この場合、弊社は受託者との間において、秘密保持契約を締結いたします。